

承 諾 書

公益財団法人浜松市文化振興財団 代表理事 宛
(カリキュラム :)

実習申込者

所 属 (大学・学部名・学年等)

氏 名

印

住 所 (本人住所)

緊急連絡先電話番号(自宅等)

()

実習期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで (予定)

私は、浜松市文化振興財団（以下「財団」という。）での実習に際して、下記の受入れ条件に従うことを承諾します。

記

- 1 実習生として処遇され、賃金、報酬、旅費、食事補助、その他費用及び手当に相当する支給はないこと。
- 2 実習中は、財団職員と同様に財団の規程、規則及びこれに基づく諸原則の定めに従うこと。
- 3 実習中は、実習場の所属長及び実習担当者の指揮、監督及び助言等に従うこと。
- 4 財団の名誉を毀損するような言動及び財団の営む事業を阻害するような言動は行わないこと。
- 5 来館者及び事業参加者等に不快感を与えないよう、服装、言葉遣い及び態度に十分配慮すること。
- 6 実習中は、財団が指定する名札を着用すること。
- 7 実習を通じて知り得た機密及び個人情報を、実習期間中及び実習終了後において一切漏らさないこと。
- 8 自己又は所属大学等側で災害傷害保険及び賠償責任保険等に加入し、実習期間において災害等が生じた場合、又は実習先との往復途上で災害等が生じた場合は、自己又は所属大学等が加入する保険等で対応すること。
- 9 実習期間中、災害等が生じた場合、又は実習先との往復途上で災害等が生じた場合、財団の労働者災害補償保険は適用されないこと。
- 10 実習期間中、財団又は第三者に損害を与えたときは、所属大学等と連帯してその損害を賠償すること。
(ただし、その損害が財団の責に帰する理由によることがあきらかな場合においてはこの限りでない。)
- 11 実習中は、財団が推奨する新型コロナウイルス感染症対策に従うこと。
- 12 上記のほか、財団実習生等の受入れ取扱要領及び財団実習生等受入に関する覚書(裏面)の規定事項に従うこと。
- 13 次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに実習が中止されること。
 - (1) 前 1 から 12 の規定に違反したとき
 - (2) 故意又は過失により、財団の社会的地位を失墜させ、又は、財団に損害を与えたとき
 - (3) 正当な理由なく実習に参加しないとき

実習生各位

以下の覚書を実習生所属大学と交わしています。ご承知おきの上、記載事項を遵守してください。
また、大学等を通さず個人申込した実習生におかれましても、以下の覚書の内容を遵守してください。

公益財団法人浜松市文化振興財団実習生等受入に関する覚書

公益財団法人浜松市文化振興財団実習を希望する学生等（以下「実習生」という。）の実習に関し、公益財団法人浜松市文化振興財団（以下「甲」という。）と（大学等名）（以下「乙」という。）との間に、次の通り覚書を交換する。

（目的）

第1条 この実習は、実習生が甲の業務を体験することを通して、専攻分野と社会との関わりや実務と理論の関連性を学び、自らの社会的役割を認識するとともに、将来に向けた職業観を確立することの支援を目的とする。

（実習生の派遣及び受入）

第2条 甲は、実習生に対して、賃金、報酬、旅費、食事補助、その他費用及び手当の支給はしない。

2 前項に定めるもののほか、甲が実習生を受入れる際の諸条件は、公益財団法人浜松市文化振興財団実習生等の受入れ取扱要領及び承諾書（様式2）のとおりとする。

（実習期間、プログラム）

第3条 実習の時期、日数及びプログラムは、甲、乙及び実習生の三者で調整を行ったうえで、甲が決定するものとする。

2 1日あたりの実習時間は、原則7時間45分以内において実習生を受け入れる施設又は課の所属長が指示する時間とする。ただし、実習プログラムに応じて短縮又は延長する場合がある。

（実習の実施状況の把握）

第4条 乙は、必要がある時は、実習生の実習状況について甲に照会することができるものとする。

（遵守すべき事項）

第5条 乙は、実習生に対し、法令及び次の各号を遵守するよう指導する。

- (1) 実習中は、甲の職員と同様に甲の規程、規則及びこれに基づく諸原則の定めに従うこと。
- (2) 実習中は、甲の実習場の所属長及び実習担当者の指揮、監督及び助言等に従うこと。
- (3) 甲の名誉を毀損するような言動及び甲の営む事業を阻害するような言動は行わないこと。
- (4) 実習中は、服装、言葉遣い及び態度に十分配慮すること。
- (5) 実習中は、甲が用意する名札を着用すること。
- (6) 実習生は、公用車の運転をしない。
- (7) 実習を通じて知り得た機密及び個人情報、実習期間中に限らず実習終了後においても一切漏らしてはならないこと。

（実習の中止）

第6条 甲は、専ら甲に起因する事由により、この実習を中止しようとするときは、乙及び実習生の同意を得、あらかじめ5日以上の猶予期間をもって、乙及び実習生に当該実習の中止を申し入れるものとする。この場合において、甲は、当該実習の残余期間等を考慮しつつ、乙と協議の上、適切な善後処理策を講ずることとする。

2 甲は、実習生が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに実習を中止することができる。

- (1) 前条各号の規定に違反したとき
 - (2) 故意又は過失により、甲の社会的地位を失墜させ、又は、甲に損害を与えたとき
 - (3) 正当な理由がなく、実習に参加しないとき
- 3 前2項の規定により、実習が中止された場合、乙又は実習生が損害を被ることがあっても、乙又は実習生はその損害を甲に請求することができない。

（災害補償）

第7条 乙又は実習生は、災害傷害保険等に加入する。

2 実習期間においての実習生の災害又は実習先との往復途上での災害に対して、甲に責任のある場合をのぞき、前1項の保険等に対応する。

3 前項の災害に際して、甲の労働者災害補償保険は適用されない。

（損害賠償）

第8条 乙は、実習生が実習期間中において甲又は第三者に損害を与えたときは、実習生と連帯してその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責に帰する理由によることが明らかな場合においてはこの限りでない。

（その他）

第9条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

本覚書締結の証として、本通2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

※両面印刷をしてください。